

新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年新座市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（虐待等の禁止） 第 2 4 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第 2 4 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。